

(第十二部)

國第十三回 參議院運輸委員會會議錄第二十號

昭和二十七年五月十二日(月曜日)午後
二時二十三分開会

委員の異動

五月九日委員平井太郎君及び岡文重君辭任につき、その補欠として岡田信次君及び齋武雄君を議長において指名した。

田舎者に左の通じ

卷二

卷四

政府委員

文部省大學

卷一百一十一

重慶省圖書

鐵道部長

事務司割

常任委員會専門員 岡本忠雄君
當任委員 吉谷善亮君

卷之三

卷之二

感事清之關

財政部

卷之三

卷之三

○理事(高田寛君) 只今より運輸委員会を開会いたします。

○小泉秀吉君　神戸商船大学と言いま
すが、設置のことにつきまして、この間運輸省のそれに関連した事項について当局に伺いましたして、特に運輸大臣によ
り、「お話をあつて、運輸省の程度では一応了承したわけなんですが、文部省の御意見を少し伺つてみたいと思ふ」とい
ますが、第一に神戸商船大学を作るといふことは、これは議員提出であつて、先般最初の運輸大臣としての御意向を伺つたときもはつきりこの席で「
いましたのですが、文部省自体はこの法律によつて法務省が通れば当然この法律によつて

かないのでじやないかとまあ私は押察するのでありますけれども、若しそういふふうな予定した金が果して来れば、それは結構なんですけれども、来てないようなことがあります。それでどうふうな御腹案でおられるか、つこれを伺いしたい。
それからもう一つは清水の商船大学が、大学当局から公式には聞きませんが、いろいろな場合に見通しなどを伺うと、清水の商船大学それ自身の設備その他の面において、大学としては今段階で十分だというふうには認められておらないよう聞いておるのです。私がより具体的にこうである、ああして欲しいということは、ここで申上げよろしくはしませんが、恐らく文部省御当局より、今の清水の商船大学の程度がいろんな点で設備その他において、教授陣容といふような面からしても、なお且つ拡充する余地があるし、そういう御希望と申すか、御腹案もあるのじやないかと申すのですけれども、そういうふうな営業にやはり清水よりもっと賛同と言つては少し言葉が何でですかとも、そん十二分の施設ができるかねるようなわけでも、而も言い直すと中途半端のような御意向には誠に感服いたしますけれども、結果から言うむしろ今の段階では二校にするよりも一校を十分擴張する御教育の学校を二つも併立すると、うようなこと、そのことが、商船大学を設けて優秀な船員を輩出させると、う御意向には誠に感服いたしますけれども、結果から言うむしろ今の段階では二校にするよりも一校を十分擴張する

のざまぐるな要素からむしる賢明にして、それがいかないかといふよな議論も相当あるまい。これは過去において運輸省の当局もそういう御意見は持つておつたし、それから運輸省にある商船教育の何處においては、結局はどうなつたか知りたいきさつはありますけれども、如何れども、相當反対の意見もその中ににおいてはあつたことは事実なんありますが、勿論その委員会には文部省からも委員として参画しておられることは承知しておりますが、こう一段階において議員提出で来たのです。文部省はいたし方なく賛成をしましたが、文部省自身もまあいわば積極的に待つてましたというよな意味で、それを、衆議院は通つてあるのですけれども、協力して行くというか、そのに対する腹蔵のない御見解を承わりたいと思うのであります。

や
ましにされども、國家財政の關係上、
同様ながら予算が認められなかつたので
あります。その後において本年初頭の
文部委員会の機會に文部省といたしま
しては予算が成立いたさなかつた状態
でありますので、一年延ばすの止むな
き旨を御説明申上げたのであります。
その後において文部委員会を中心とい
たしまして更に熱心に御検討になり、
且つ財務当局の同意も得ましたので、
かたゞここに議員提出法案といふこと
になつて参りました今日といたしま
しては、文部省はもとより明年度予算
に計画いたしたことであり、これは結
構なことであると考えたわけでござい
ます。

それから次に地方経費の負担につい
ての御懇念についてでございます。こ
れにつきましては、最初から兵庫県當
局及び神戸市當局から非常に御熱心な
御要望があり、財政負担も辞さないと
いうお話をありました。昨年文部省自身
予算要求をいたしておりますとき
に、神戸市及び兵庫県當局から書面を
ましてから、知事、市長、それから兩
地方議会の議長、御連名を以て施設費
の半額は地方で負担するというお話を
ありました。私どもは如何なる財政計
画で、或いは如何なる財源を得てとい
うことには立入る權能はございません
けれども、責任の御當局がこうして名
を連ね、判をついてのお話であります
れば、その責任者を御信頼申上げて、

五七五

が、警察予備隊の管轄に文部省の敷地

並びに建物はなつておるので、進駐軍

のほうの手は離れて日本政府に還つて

おるのかどうかといふ点をもう一遍お

伺いたします。

○政府委員(稻田清助君) 日本国政府の

手に還つております。ただ還すときに

警察予備隊に使用せしむるという條件

を以て還されたのであります。

○小泉秀吉君 そうしますと、警察予

備隊が移転をするというときになれば、水産学校の敷地並びに建物も、高

等商船学校の敷地並びに建物も殆んど

同様に使用されておるので、半分だけ

持つて行く、半分だけ置いて行くとい

うことはあり得ないと思ひますが、そ

の点は両方の敷地並びに建物は同時に

空く時分には空く、塞がる時分には塞が

るというようなことになるのかどうか、

差支えないと、いふことが一つ。そ

れから水産学校はすでに文部省並び

に関係のかたがたも、今おるところが

殆んど完全なる教育に耐えないと、い

うことは各関係者が全部お認めに

なつておるといふよろなところである

ので、それを警察予備隊でもできるだ

け至急に還したいという意向が明確に

なつておるといふよろなことを伺つて

おるのですけれども、商船大学の分校

の敷地である、いわゆる元の高等商船

学校に属しておつた全部のものもやは

りこれはいろいろの意味において水産

学校と同じような教育上又教育行政上

重要な施設で、一日も早く文部省当局の

ほうに回収すべきだと私は思つておる

のであります。

○政府委員(稻田清助君) 越中島の敷地についてでござりまするが、予備隊の使用状況を申しますれば、一部分は予備隊の本部が入つておつて、一部分

が予備隊の總隊が入つて、使用の状態

は異なつておるのでござりますけれども、文部省といたしましては、いずれ

も、文部省が使用していた所であるので、

学校が使用していた所であるので、

一刻も早く学校の使用に返して頂きた

いといふ点を以て両方に於いて予備隊にお願いしております。予備隊関係に

おきましても、両方が入り得る土地建

物を目下研究者處中であるように承わ

っております。

○理事(高田寛君) ほかに本件に関する御質問はございませんか……それで

は御質問はこれでないと認めます。

のであります。組合総連合会といふものを作りまして、全国組織になつております。それ

て、全國組織になつております。それ

から地方におきましては、各地区に地

区組織があります。それは例えば関東

地方では五つあり、東海、北陸地方で

は七つあるといふように、地方によつてまちまちになつております。

第二には、海運局別木船運送事業者

の業態であります。業態の統計であ

りますが、この法律案を見ますと、運航

と回漕と貨渡との三つの業者を含ん

であります。それから回漕業者は三千七百

八十万トントンであります。それから貸渡業者

は三千三百三十あります。この法律の適

用を受けるものは合計で一万九千八百

八十ということになつております。次にこれら

にこれらの組合が個人か法人かといふ

ものが一万余千五百十二であります。

九三・二%を占めております。そ

れから法人が千三百六十八で六・八%

を占めています。

それから機帆船の運賃同盟につきま

して申上げます。この運賃同盟につきま

年の一月に一万九千四百二隻あります

て、総トン数は六十八万四千八十六ト

ンございます。これは機帆船であります

。それから沿岸タンク船は、これも

やや増加いたしました。二十一年の四

月に比べますと、今年の一月には七百

二十三隻、総トン数四万一千三百五十

八トンでござります。

次に木船の建造実績を調べて見ます

と、昭和二十年度から昨年まで、二十一

六年まで調べて見ますと、竣工隻数が

大体二百乃至三百であります。二十六

年は二百五隻になつておりますが、二

百乃至三百隻が毎年新造されておりま

す。トントンで申上げますと、一万トントン

から大体最高五万トンであります。二

十一年以来の合計は千五百三十二隻で十

五年三千三百二十一トントンであります。

五万三千三百二十一トントンであります。

れました。

次に一般機帆船の輸送実績を申上げ

ます。これは昭和二十一年度、年度別

で申上げますと、一千二百三十分トンで

あります。あつたものが漸次増加いたしました。

二十五年度におきましては二千九百萬

トンであります。二十六年度はまだ全

部わかつておりますが、戦前の三千

五百萬トン乃至三千八百万トンに比較

しますと、まだ／＼その実績は及んで

おりません。

○専門員(岡本忠雄君) 今この資料を一つ印

刷について御配付願いたいと思います。

○専門員(岡本忠雄君) おありのかたは胸次御質疑を願います。

○専門員(岡本忠雄君) それでは御質疑の

おありのかたは胸次御質疑を願います。

別運賃の設定當時に比較しまして、

五十九%に当り、室蘭八戸間は四一%に

當つております。かように低く抑えら

れています。

以上資料の結論を申上げまして、御

参考にして頂きたいと思います。

○専門員(岡本忠雄君) おありのかたは胸次御質疑を願います。

○専門員(岡本忠雄君) 今この資料を一つ印

刷について御配付願いたいと思います。

○専門員(岡本忠雄君) 後でこれは全

部詳細に、御参考に差上げます。

○専門員(岡本忠雄君) この機帆船運送法案で標

準運賃制度といふのが今度できており

ますね。陸上の自動車その他のあれは

大体確定運賃制になつていて、

が、どうも標準運賃制だと大体告知を

して、それを参考にするといふような

ことにならぬのですが、もう少

し何といふか、強力な方法はそれな

つたのですか、その点伺いたいと思

います。

○政府委員(岡田修一君) この法案作成に当りましたして、今御質問のような確

定運賃制をとるのが適当でないかとい

う議論が出たわけでござりますけれど

も、只今御議論のありましたように、

木船企業といふものは非常に弱体企業

でありまして、果して確定運賃制度を

実施しても、それが実行せられるかど

うか、徒然に違反を摘発する煩を繰返

すだけになるのではないか、それより

も木船業者に一定の運賃の基準を示して、何が自分たちの受取るべき適正運賃であるかというところを知らしめる事によつて運賃の安定を図つて行く、更にそれだけでは運賃の安定の効果がありませんので、その標準運賃を基準にして、余りにひどい運賃ダンピングがある場合にはそれは是正を勧告することができる。勧告して応じない場合に営業の停止その他の措置をとることによつて、運賃の安定を確保するようになつた。こういうのが業者の実績から見まして、より適切であろうといふふうに考えまして、一見微温ではござりまするが、かような措置をとつたわけでございます。

であります。陸上で言いまして、この木船運送業に相当する貨物運送事業が免許制にまでされておる事態から考えますと、むしろ登録制度のことをものは軽きに失するのじやないかと、かように考えるのでござります。それからもう一つ、かよくな登録制度を今新たに取上げました趣旨は、木船事業の実態といふものが全くわからぬ。先ず第一に木船事業を營んでおるかどうかということの確認すら困難である。従つて木船事業全体の状態がどういうことに相成つておるかということともわからぬ。そういう非常に原始的な事業であり、その実態のわからぬものでありまするがために、木船事業に対する諸般の施策といふものが全く講じられていないといふ現状でございまして、今後この木船事業の重要性に応じた各般の施策を実施いたしますがためには、木船事業を事業としての実態を明かにし、且つ権限をもつべき措置が必要であろう、かように考えまして、登録制をとることにいたしたのであります。

○政府委員(岡田修一君) 標準運賃をきめます際には、勿論その船のいわゆる運賃原価というものが基本に相成りますが、それと同時に、競争關係による陸上機関の運賃がどういうものであるかということを参考しなければならないと、かように考えておる次第でござります。

○岡田信次君 一つ岡本事務員のさつきの説明でお伺いしたいのですが、私の聞き違いかも知れないだけれども、若松大坂間の石炭運賃が千百円だったのが四百円になつたとか、或いは宝蘭八戸間がやはり千何百円だったやつが五百円になつたという御説明がありましたね。それは石炭の運送費が殖えたから運賃が下つたのか、その点一つ……。

○政府委員(岡田修一君) 当時の公室運賃は先ほど御披露がありましたよなうな若松阪神間が千百二十五円でござります。併し当時の実情を考えますと、当時は油の規正が非常に多く、油の配給が非常に少かつたがために、機帆船の1ヵ月における航海回数といふものは非常に減じておりました。現在の回転率は私のほうでは二・五航海と見ておりますが、當時の運賃原価計算の基礎になりました航海回数は一・三回海、回転率が少いということはそれが原価が高くなつておる。主としていろいろ事情に基くものでござります。従いまして現在各般の原価計算運賃を出しました場合に、以前のようなそぞろいのものにはならない、大体七十五十円から八百円程度のところに納きます。

○前回の趣意書に記載したとおり、業者に対する保証金の額は、業者による回漕事業の実績や、その他の要因によって決定されるべきである。したがって、業者に対する保証金の額は、業者による回漕事業の実績や、その他の要因によって決定されるべきである。

ますするけれども、それが余りに過重なる負担にならない、という配慮を拂つておる次第であります。

○前之國喜一郎君 この主たる営業所、いわゆる本店ですが、本店に営業保証金を積ませると、ということはこれは非常にいいと思うのですが、併し支店ごとに積ませるということはどうなんですかね。

○政府委員(岡田修一君) 支店、出張所を持つておるものにはそれだけ事業を広くやつておる、従つてその事業の規模に応じて保証金の額を殖すのが妥当ではないか、かような考への下にでござります。

○前之國喜一郎君 支店の場合と出張所の場合においてはこれはやはり規模というものは違うんじやないですか、支店或いは出張所……何かしらどこかで多少の営業をやるとすぐ営業保証金を積まなければならんということになるわけですね。

○政府委員(岡田修一君) 回漕業者の場合には、支店といい、出張所といい、名前だけでも規模はそう変りないじやないかと思うのですが、どう大ききな回漕業者というものはございませんので、恐らく一人か二人の人間を使つてやつておるといふようなところではないかと思います。従いまして支店、出張所という区別をする必要もない、かように判断した次第であります。

○前之國喜一郎君 それから第六條の第一項の第一号ですね、一年を経過しないといふのは、刑の執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者、これはこのうち執行猶予の期間満了の者はどうなります、この中に入

○政府委員(岡田修一君) それは業者が政府の勧告を聞かないで非常に不当な運賃を統けてやろうといふ場合に、その業者を処分するわけであります。

○前之國喜一郎君 第何條にありますか。

○政府委員(岡田修一君) それは二十一条の三号であります。

○前之國喜一郎君 それは勧告を応諾する旨を回答した場合ですね。

○政府委員(岡田修一君) そういうことでござります。

○前之國喜一郎君 最初からそれを聞かない場合はどうするのですか、政府の勧告は間違つておるというので応諾しない場合はどうなんですか。

○政府委員(岡田修一君) 最初から応諾しないと言ひますか、標準運賃に全然従わなくて結構なのでござります。

○前之國喜一郎君 十八條によつて勧告するのでしよう。勧告をして聞かなかつた場合には処分するということになるのですね。

○政府委員(岡田修一君) そうです。全然聞かなかつた場合にも処分するわけです。

○前之國喜一郎君 それが第二十一条の三号です。

○前之國喜一郎君 三号は、応諾する旨を回答しながら正当の理由がなくて当該勧告に従わなかつたのでしよう。

○政府委員(岡田修一君) 一号の、この法律の規定に基く处分に違反したとき、全然勧告に従わなかつたときで

ございます。

○前之國喜一郎君 そうすると、一号の三号との関係はどういうことになるのですか。

○政府委員(岡田修一君) 三号は回答したことによつて一応政府の処分に従つたと、違反じゃない、こういう解釈をとつております。

○前之國喜一郎君 これはよく見ると大分無理なところがあるようなので、もう少し研究してみたいと思いますが、私は次に質問を留保いたしたいと思います。

○理事(高田寅吉君) ほかに御質問はございませんか。

○小泉秀吉君 私は少し逐條について御質問したいと思ひますけれども、先ず先刻資料のお話があつたのですが、実態を把握するといふことが、木船界で今まで把握できないから把握したいというのが一つの要素だといふようなお話を、五トン以上の船を全部登録するといふようなお話ですが、統計のあれを見ると、五トンから二十トンまで万九千七百六艘のうち一万一千五百三十九艘、二十七年度でも多少の差があつてもやはり一万二千内外の船が五トンから二十トンくらいの船だといふのですが、こういう小さな二十トン未満の船のよつての船の登録をされていていいかと思うのでござります。むしろそういうものが若松・阪神間の石炭輸送の殆んど実態的な要素を成していると言つていいかと思うのでござります。むしろそういうものこそ実態を把握して、将来の木船に対する政策の対象にして行きたい、かようになります。むしろそういうものが若松・阪神間の石炭輸送の殆んど実態的な要素を成していると言つていいかと思うのでござります。

○前之國喜一郎君 いや差押えといふのは、裁判所の決定を受けてどこへも登録をした、そういう場合に船の登録をしているだけでは対象にならないませんか。

○政府委員(岡田修一君) お尋ねの趣旨は、差押えになつておる船を以て運航事業をしておる……。

○前之國喜一郎君 差押えの対象には問題でござりまするけれども、一応私どもは中央で八人程度、地方で十五、六人程度の人員増加、実際それだけの人間ではできませんが、現在おる人間を極力活用する、増加すべき人間だけの船は不動産として取扱われるが、小さい五トンくらいの船は動産のようないふ扱つてゐるのだが、それをうまいことこの法律が規定するようならうに実際把握できますか、或いはその違反のことに對しても今後の質疑應答でいろいろ伺つておるのですが、それでこの法律が規定するようならうに実際把握できますか、又この法律ができると役所としてのところに航行するものも規制されるようになりますが、実際にお

りなのか、そういう点を一応お聞きしておきたい。

○政府委員(岡田修一君) 現在はそういうものに対しまして、油の割当によつて登録しているわけです。この油の統制は七月からなりまして、従つたと、違反じゃない、こういう解釈をとらない限り全然不明になるわけであります。この登録と言いましても、非常に簡単な、できるだけその手続を簡便にしたいというふうに考えておりまして、私もどもとしては十分この法の運営については適切を期し得る、かように考えております。先ほど五トンから二十トン未満のものが非常に多いと、かように考えております。

○前之國喜一郎君 一つ御研究を願う意味においてお尋ねしておきたい。こ

れは五トン以上の船の登録をするので

すね。これは差押えの対象となる場合はどうなんですか。

○政府委員(岡田修一君) 差押えとは非常に簡単な、できるだけその手続を簡便にしたいというふうに考えておりまして、私もどもとしては十分この法の運営については適切を期し得る、かように考えております。先ほど五トンから二十トン未満のものが非常に多いと、かのように考えております。

○前之國喜一郎君 一つ御研究を願う意味においてお尋ねしておきたい。こ

れは五トン以上の船の登録をするので

すね。これは差押えの対象となる場合はどうなんですか。

○政府委員(岡田修一君) 差押えとは非常に簡単な、できるだけその手続を簡便にしたいというふうに考えておりまして、私もどもとしては十分この法の運営については適切を期し得る、かように考えております。先ほど五トンから二十トン未満のものが非常に多いと、かのように考えております。

○前之國喜一郎君 一つ御研究を願う意味においてお尋ねしておきたい。こ

れは五トン以上の船の登録をするので

すね。これは差押えの対象となる場合はどうなんですか。

○政府委員(岡田修一君) 差押えとは非常に簡単な、できるだけその手続を簡便にしたいというふうに考えておりまして、私もどもとしては十分この法の運営については適切を期し得る、かのように考えております。先ほど五トンから二十トン未満のものが非常に多いと、かのように考えております。

○前之國喜一郎君 一つ御研究を願う意味においてお尋ねしておきたい。こ

れは五トン以上の船の登録をするので

すね。これは差押えの対象となる場合はどうなんですか。

○政府委員(岡田修一君) 差押えとは非常に簡単な、できるだけその手続を簡便にしたいというふうに考えておりまして、私もどもとしては十分この法の運営については適切を期し得る、かのように考えております。先ほど五トンから二十トン未満のものが非常に多いと、かのように考えております。

○前之國喜一郎君 一つ御研究を願う意味においてお尋ねしておきたい。こ

れは五トン以上の船の登録をするので

すね。これは差押えの対象となる場合はどうなんですか。

○政府委員(岡田修一君) お尋ねの趣旨は、差押えになつておる船を以て運航事業をしておる……。

○前之國喜一郎君 差押えの対象には

問題でござりまするけれども、一応私

どもは中央で八人程度、地方で三十

五、六人程度の人員増加、実際それだけ

の人員を要するか、今後の大蔵省との

問題でござりまするけれども、一応私

どもは中央で八人程度、地方で三十

五、六人程度の人員増加、実際それだけ

の船のよつての船の登録をさしつけて、そ

うして、そつてその標準運賃その他のこ

とでこの法律が規定するようならうに

実際把握できますか、或いはその違反

のことに対する登録でござりますか

か、又この法律ができると役所として

はその程度にとどめるようになつてお

ります。湖水、河川というような所でこれ

を適用するような運航状況といふの

から關係はないということになるわけ

ですね。

○小泉秀吉君 第十三條に、その取引

により生じた債権に関する債権の

弁済を受ける権利を有するといふよう

なことで、回漕業者の供託金が大体見返りになるよう法律の上で見えます

けれども、こういう場合に、大体取り

き込みで十万円でいいのか。十万円の

基準は先刻前之國喜の質問に対しても

は、何かほかの基準によつてやはりこ

れも十万円にするのだといふようお

話であります。むしろそつてものが若松・阪

神間の通り、機帆船には実際積みトン

が百トンありますものが十五、六トン

に登録されているものが多いでござります。むしろそつてものが若松・阪

よくなきめになさるのですか、どう

なりますか、呼ばないことになります

運賃を設定する場合に意見が聞かれる

ものと、かように考えます。

無線電信又ハ無線電話」に改め、同

○政府委員(岡田修一君) 標準運賃は
一本でござります。ですから、若松・

大阪間の石炭標準運賃七百五十円なら
七百五十円、八百円なら八百円とい

うふうな構想なんですか。

それからそのときの情勢によるだらう

か。

項を第三項とし、第一項の次に次の

一本の運賃をきめるわけであります。
その標準運賃を基準にしまして、實際
の業者は何といいますか、それに二割

くらい下にきめておこうとか、或いは
二割五分下にきめておこうと、こうい
うふうなことになりはしないかと思ひ

ます。或いは非常に運賃が強くなりま
すと、この標準運賃の一割高くとい

ふうなことになるわけであります。

前項ノ無線電信ハ同項第四号ニ掲
げル船船(總噸數千六百噸以上ノモ
ノヲ除ク)ニシテ旅客船ニ非ザルモ
ノニ付テハ電波法ニ依ル無線電話ヲ

主の組合の代表者、こういふものの意
見によつて船主最後の意見が代表され
ます。

それから船主の組合がありますと、そ
れがありますと回漕業者の組合、それ

が現実の犯罪じやないか知らんが、違
反の仕事は完了してしまつておること

になる。そつするといふと、そのこと
自体に對してはもう済んでしまつて、
将来のことを規制するために必要な措

置をとるのだ、そういうようなことに
なると思うのですが、この点はそうい

うふうな了解でいいのですか。

○小泉秀吉君 提案者の説明を聞いて
おりますと、この種の木船業者とい

ますか、いわゆる船主船長といふよう
な者が非常に多くて、そういうような
ものの經營上この法律で相当増進す
るもののがたくさんあるのなら、そ

ういふな了解でいいのですか。

○理事(高田實君) では、まだ前之園
委員も次回に質疑を保留されておりま
すし、本件は今日はこの辺で質疑は一応
打切ることに御異議はございませんか。

○小泉秀吉君 この公聽会ですが、公
聽会は、これは運輸審議会で公聽会を開
くのだろうと思うのですが、公聽会に

呼んで来る人、そういう者に對して何
か一定の標準みたよなものが運輸省

としてあるのですか。或いは運輸審議
会自体がそのときに応じた実情から見
て全然何らの基準なしにきめるのか、
その点をお伺いします。

○政府委員(岡田修一君) 運輸審議会
のほうでその利害關係人を選定される
所思ひまするが、勿論その航路、貨物
はつきりしておりますから、そういう
うはつきりした利害關係人の意見は當
然聞かれると、かように考えておりま
す。

○小泉秀吉君 今度小さな船では乗組
員がやっぱり大きな利害關係人になる
ように思ひますが、そういうのは含む
つありますか、含まないつもりな
んですか。或いはそういうものを含む
だ労働組合の代表者、そういう人はこ
ういう場合に公聽会に呼ばれることに

ます。或いは非常に運賃が強くなりま
すと、この標準運賃の一割高くとい

ふうなことになるわけであります。

○小泉秀吉君 この公聽会ですが、公
聽会は、これは運輸審議会で公聽会を開
くのだろうと思うのですが、公聽会に

呼んで来る人、そういう者に對して何
か一定の標準みたよなものが運輸省

としてあるのですか。或いは運輸審議
会自体がそのときに応じた実情から見
て全然何らの基準なしにきめるのか、
その点をお伺いします。

○政府委員(岡田修一君) 運輸審議会
の航路、貨物について非常に深い関心

を持っておられるということでありま
す。

○小泉秀吉君 そうすると、つまり契
約をやる、この適正運賃といふのを

基だしく破つたといふことによ
つてその後の関連する一貫のマーケッ
トを規制するといふ意味で勧告をする
いうのがまあこの法律の粗いです、結局

それしかないので、そういうように了解し

ます。

○政府委員(岡田修一君) どうもその
船員の意見まで聞くかどうかといふこ

とはそのときのやつぱり航路、貨物、
主の組合の代表者、こういふものの意
見によって船主最後の意見が代表され
るとかように考えております。

○小泉秀吉君 提案者の説明を聞いて
おりますと、この種の木船業者とい

ますか、いわゆる船主船長といふよう
な者が非常に多くて、そういうような
ものの經營上この法律で相当増進す
るものがあるのなら、そ

るといふような御説明があつたので
してあるのですか。或いは運輸審議
会自体がそのときに応じた実情から見
て全然何らの基準なしにきめるのか、
その点をお伺いします。

○政府委員(岡田修一君) 運輸審議会
のほうでその利害關係人を選定される
所思ひまするが、勿論その航路、貨物
はつきりしておりますから、そういう
うはつきりした利害關係人の意見は當
然聞かれると、かのように考えておりま
す。

○小泉秀吉君 今度小さな船では乗組
員がやっぱり大きな利害關係人になる
ように思ひますが、そういうのは含む
つありますか、含まないつもりな
んですか。或いはそういうものを含む
だ労働組合の代表者、そういう人はこ
ういう場合に公聽会に呼ばれることに

ます。

○政府委員(岡田修一君) 只今お話の
ところが標準運賃をきめようとする場合

の航路、貨物について非常に深い関心

を持つておられるということでありま
す。

○小泉秀吉君 そうすると、つまり契
約をやる、この適正運賃といふのを

基だしく破つたといふことによ
つてその後の関連する一貫のマーケッ
トを規制するといふ意味で勧告をする
いうのがまあこの法律の粗いです、結局

その点をお伺いします。

○政府委員(岡田修一君) 運輸審議会
の航路、貨物について非常に深い関心

を持つておられるということでありま
す。

○小泉秀吉君 そうすると、つまり契
約をやる、この適正運賃といふのを

基だしく破つたといふことによ
つてその後の関連する一貫のマーケッ
トを規制するといふ意味で勧告をする
いうのがまあこの法律の粗いです、結局

その点をお伺いします。

○政府委員(岡田修一君) 運輸審議会
の航路、貨物について非常に深い関心

を持つておられるということでありま
す。

○小泉秀吉君 そうすると、つまり契
約をやる、この適正運賃といふのを

基だしく破つたといふことによ
つてその後の関連する一貫のマーケッ
トを規制するといふ意味で勧告をする
いうのがまあこの法律の粗いです、結局

その点をお伺いします。

○政府委員(岡田修一君) 只今お話の
ところが標準運賃をきめようとする場合

の航路、貨物について非常に深い関心

を持つておられるということでありま
す。

○小泉秀吉君 そうすると、つまり契
約をやる、この適正運賃といふのを

基だしく破つたといふことによ
つてその後の関連する一貫のマーケッ
トを規制するといふ意味で勧告をする
いうのがまあこの法律の粗いです、結局

その点をお伺いします。

○政府委員(岡田修一君) 只今お話の
ところが標準運賃をきめようとする場合

の航路、貨物について非常に深い関心

を持つておられるということでありま
す。

○小泉秀吉君 そうすると、つまり契
約をやる、この適正運賃といふのを

基だしく破つたといふことによ
つてその後の関連する一貫のマーケッ
トを規制するといふ意味で勧告をする
いうのがまあこの法律の粗いです、結局

その点をお伺いします。

○政府委員(岡田修一君) 只今お話の
ところが標準運賃をきめようとする場合

の航路、貨物について非常に深い関心

を持つておられるということでありま
す。

○小泉秀吉君 そうすると、つまり契
約をやる、この適正運賃といふのを

基だしく破つたといふことによ
つてその後の関連する一貫のマーケッ
トを規制するといふ意味で勧告をする
いうのがまあこの法律の粗いです、結局

その点をお伺いします。

○政府委員(岡田修一君) 只今お話の
ところが標準運賃をきめようとする場合

の航路、貨物について非常に深い関心

を持つておられるということでありま
す。

○小泉秀吉君 そうすると、つまり契
約をやる、この適正運賃といふのを

基だしく破つたといふことによ
つてその後の関連する一貫のマーケッ
トを規制するといふ意味で勧告をする
いうのがまあこの法律の粗いです、結局

その点をお伺いします。

○政府委員(岡田修一君) 只今お話の
ところが標準運賃をきめようとする場合

の航路、貨物について非常に深い関心

を持つておられるということでありま
す。

○小泉秀吉君 そうすると、つまり契
約をやる、この適正運賃といふのを

基だしく破つたといふことによ
つてその後の関連する一貫のマーケッ
トを規制するといふ意味で勧告をする
いうのがまあこの法律の粗いです、結局

